令和８年度

第１回　兵庫県ミッドシニアゴルフ選手権(女子の部)
実　施　要　項

開　催　日　：　令和８年11月18日(金)

会　　場　：　芦屋カンツリー倶楽部（キャディ付）

〒659-0002　芦屋市奥山1-25　　TEL　：　0797-31-0501

１．競技規則　：　日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

２．競技の条件　：　１８ホール・ストロークプレー（ラウンド・スルー）１日競技とする。

３．競技終了時点　：　競技委員が成績表に署名された時点をもって終了したものとみなす。

４．ティ・マーク　：　女子　…　赤マーク

５．タイの決定　：　１８ホールを終り、１位がタイの場合は、プレーオフを行い１番ホールより順番に進み順位を決定する。それ以外は、「マッチング・スコアカード方式」により順位を決定する。

それ以外は、以下の順序により合計スコアを比較し順位を決める。

① 10番ホール ～ 18番ホールの合計スコア

② 13番ホール ～ 18番ホールの合計スコア

③ 16番ホール ～ 18番ホールの合計スコア

④ 18番ホールのスコア

⑤ 4番ホール ～ 9番ホールの合計スコア

⑥ 7番ホール ～ 9番ホールの合計スコア

⑦ 9番ホールのスコア

上記の方法でも決まらない場合は

⑧ 18番からのカウントバック

６．プレーのペース　：　委員会は、ゴルフ規則5.6ａに基づき、ローカルルールにて方針を設定する。

７．競技の短縮　：　委員会は、コースの状況が適正なるプレー不可能と判断した場合は、競技の条件に定めてあるホール数を短縮することができる。

８．練　習　場　：　練習は指定練習場で行ない、打球練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は１人１コインを限度とする。

付　記

１．練習ラウンドは、10月29日(木)，11月4日(水)，5日(木)，10日(火)，13日(金)とする。
参加選手は１回まで特別料金(但し、同伴者は通常料金)芦屋カンツリー倶楽部に問い合わせの上予約のこと。

２．競技当日のクラブハウス開館は午前６時３０分とする。

３．問い合わせ先：兵庫県ゴルフ連盟(078-392-0562)又は、芦屋カンツリー倶楽部 (0797-31-0501)

主　　催　：　兵庫県ゴルフ連盟

後　　援　：　兵庫県スポーツ協会　・　兵庫県ゴルフ協会

この大会は、「兵庫県ゴルフ振興基金」の助成を受けて開催します。

令和８年度

第１回　兵庫県ミッドシニアゴルフ選手権(女子の部)

期　日　：　令８年11月18日(水)

会　場　：　芦屋カンツリー倶楽部

ローカルルール

１．アウトオブバウンズは白杭または白線のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

２．修理地は、青杭を立て、白線によってその縁を定める。

３．レッドペナルティーエリアは赤杭または赤線によってその縁を定める。線と杭が併用されている場合は線がその縁を定める。

４．ジェネラルエリアにある排水溝はジェネラルエリアにある動かせない障害物とする。

５．電磁誘導カート用の２本のレールは、その２本のレールの全幅をもって１つのカート道路とみなす。

６．人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

７．規則16.1に基づいて救済を受ける場合、防球ネットの上、中、下を通さずに完全な救済のニアレスポイントを決めなければならない。このローカルルールに違反して誤所から球をプレーした事に対する罰：規則14.7aに基づく一般の罰

８．特定の用具の使用制限

a.『適合ドライバーヘッドリスト。ローカルルールひな型G-1』を適用する。

b.『溝とパンチマークの仕様・ローカルルールひな型G-2』を適用する。

c.『適合球リスト・ローカルルールひな型G-3』を適用する。

d.『壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え・ローカルルールひな型G-9』を適用する。

９．規則10.3aは次のように修正される：プレーヤーはラウンド中に委員会によって指定された者以外をキャディーとして使ってはならない。

ローカルルールの違反の罰；

・そのプレーヤーはそうしたキャディーに援助してもらった各ホールに対して一般の罰を受ける。

・違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

10．規則5.5bは次のように修正される：２つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない：

・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、

・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

11．危険な状況のためのプレーの中断およびプレーの再開は、全てカートに付設のナビからの警告音および画面表示によって伝えられる。(規則5.7b参照。)

12．修理地の白線で囲まれた区域とその区域に繋げられた動かせない障害物は、規則16.1に基づいて救済を受ける場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。

競　技　の　条　件

1．ゴルフ規則
　日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2．競技委員会の裁定
　競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。
3．スコアカードの提出
　スコアカードは、クラブハウスをスコアリングエリアとし、そこから出たときに提出されたことになる。
4．競技終了時点
　本競技は、競技委員長が成績表に署名された時点をもって終了したものとみなす。
5．プレーのペースについて
　先行組との間隔を不当に開けないように注意すること。
　① 9ホールのプレー所要時間が2時間30分以上
　② 且つ、先行組より15分以上遅れた場合
　　上記違反は、その組全員に1打罰とする。(2回目2打罰)委員会が特別に認めた場合は除く。
　　また、特別な事情もないのに遅れた場合ストロークに要する許容時間を個別に計測する。
　③ ストロークに要する許容時間
　　原則：40秒（だたし、ティーイングエリア・第2打地点・パッティンググリーンの上で最初にプレーする者のショットの許容時間は50秒とする。）
　④ 罰則
　　注意1回目-警告、2回目-1打罰、3回目-更に2打罰、4回目-競技失格とする。
6．コールオン方式採用
　パー3のホールに限り、プレーのペースを全体的にスピードアップするため、先行組のプレーヤーは自分の組の誰もまだパットを始めていない段階で後続組の全員がティーイングエリアまで来ている場合、グリーン上にあるすべての球の位置をマークして拾い上げ、後続組のプレーヤー全員がティーショットを済ませるまでプレーを控え、後続組にティーイングエリアからプレーさせることができる。先行組からプレーすることを求められ、後続組がそれに応じたときは、その段階で後続組の各プレーヤーがその球を拾い上げて良いとの許可を先行組に与えたものとみなす。

注　意　事　項

1．競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スタート前に掲示して告知する。
2．正規のラウンド中、乗用カートの乗車を認める。
3．正規のラウンド中に2点間の直線距離以外の高低差などが計測できる距離測定器を使用した場合、プレーヤーは規則4.3a(1)の違反となる。
4．スタート前の練習は、指定練習場で行い、打球練習場では備え付けの球を使用し１人１コインを限度とする。
5．スタート時間１０分前には、必ずティーイングエリア周辺に待機すること。
6．ラウンド中、競技者は部外者を近づけないよう十分、留意すること。これを怠ると、規則10.2aにより罰せられることがある。なお、部外者のコース内立入りは禁止する。
7．委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長　川　村　典　之